

石油製品の品質を確保するための手法の在り方

とりまとめ

「石油製品品質確保事業(経済産業省)」

- ・品質不適合事案の実態に鑑みれば、すべてのSSを対象に一律の頻度で試買を行うのは不適切であり、費用対効果を考慮して、安全性の配慮のための技術的な措置を講じているSSについては試買の頻度を下げるなど、実態に応じて、適切な試買の頻度やタイミングを見極めるべきではないか。
- ・油種についても、揮発油、軽油及び灯油ではリスクが異なり、不適合事案の発生割合も異なることから、試買の頻度にメリハリを付けるべきではないか。
- ・事業者が費用を負担する品質分析の対象への軽油及び灯油の追加、不正事案に対するサンクションの強化など規制の強化と試買事業の縮小を同時に進めることを検討するとともに、SS以外の石油製品販売業者を含め事業者や事業者団体に対して品質確保のための自主的な取組を促すべきではないか。

論点についての評価

「石油製品品質確保事業(経済産業省)」

論点1 多数の試買にもかかわらず、試買で発覚する不適合事案がわずかなのはなぜか。試買の頻度や対象業者は適切か。

- ①改善を図るべき。 5名
 - ア 不適合事案の実態に応じて、適切な試買の頻度やタイミングを見極めるべき 5名
 - イ SS 以外の石油製品販売業者についても品質確保対策を講ずるべき 2名
 - ウ その他 4名
- ②問題はない。 0名
- ③その他 2名

論点2 揮発油、軽油及び灯油によって不適合事案の発生割合が異なるにもかかわらず、一律同じ回数で試買を行っているのは非効率ではないか。

- ①適切とは言い難い。 5名
 - ア 不適合事案の発生割合に即して、油種ごとの試買量にメリハリをつけるべき 3名
 - イ その他 4名
- ②特に問題はない。 0名
- ③その他 1名

論点3 規制の強化や事業者の自主的努力をさらに高める余地はないか。

- ①検討する必要がある。 5名
 - ア 事業者や事業者団体に対して品質確保のための自主的取組を促すべき 4名
 - イ 国による立入検査や試料収去をより活用すべき 2名
 - ウ その他 1名
- ②現状で良い。 0名
- ③その他 0名